

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第154号

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考5を次のように改める。

5 身体障害者デイサービスに係る徴収額は、この表にかかわらず、所要時間が4時間未満の場合においてはこの表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額、所要時間が4時間以上6時間未満の場合においてはこの表に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（これらの額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課)